
旭市子ども読書活動推進計画

【第3次】



令和8年4月
旭市教育委員会

目次

第1章	子どもの読書活動推進計画策定にあたって	
1	子どもの読書活動の意義	1
2	計画策定の経緯と位置づけ	1
3	計画の期間	2
第2章	第2次計画期間における子どもの読書活動状況	
1	子どもの読書活動状況	
(1)	子どもの読書活動に係る目標とする数値の進捗状況より	3
(2)	読書活動、読書環境の実態調査より	8
(3)	読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査より	9
2	家庭・地域・学校等における現状と課題	10
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	12
第3章	第3次推進計画の基本的な考え	
1	基本理念	13
2	基本方針	13
3	方策	14
4	推進計画の体系	15
第4章	計画の推進に向けた取組	
1	家庭における取組	16
2	地域における取組	
(1)	図書館	17
(2)	子育て支援施設・公民館	19
3	保育・教育施設における取組	20
(1)	保育所（園）・認定こども園	20
(2)	学校・放課後児童クラブ	20
4	子どもの読書活動に係る目標とする数値	22
資料編	1 子どもの読書活動の推進に関する法律	25
	2 旭市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	27
	3 読書調査	28
	4 旭市図書館の現状	29
	5 アンケート集計結果	30
	6 読書活動、読書環境の実態調査（アンケート用紙）	34
	7 読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査（アンケート用紙）	37
	8 関係施設一覧	38

第1章 子どもの読書活動推進計画策定にあたって

1. 子どもの読書活動の意義

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことを通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていきます。そして、そのことは子どもが自ら考え、解決する力を養うことにもつながり、一人ひとりが生きる力を身につけていくことになります。つまり、子どもの発達段階に合わせた読書活動は幼少時に始まり、その後の豊かな人間形成や人生をより深く生きる力を身につける上で極めて大切な取り組みといえます。

近年、子どもを取り巻く社会はめまぐるしく変化しており、先行きが不透明ななか、他者を尊重し、協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

そのため、すべての子どもが本に親しみながら成長していくための読書環境を整備するとともに、旭市の教育に関する大綱の理念に基づき、家庭、地域、学校等が連携して郷土愛を育み、未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創成し、社会全体で子どもの読書活動を支えていく体制を推進していく必要があります。

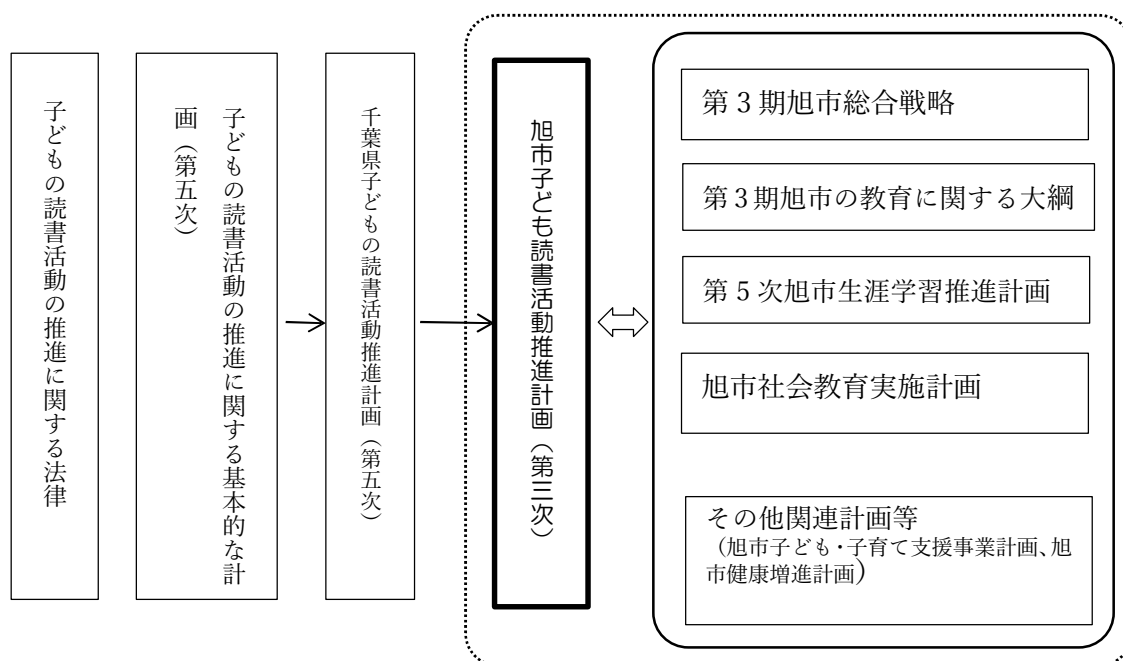
2. 計画策定の経緯と位置づけ

子どもの読書活動の推進に関しては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、基本理念が示されるとともに、国及び地方公共団体の責務が明確にされました。国では、この法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、令和5年3月には「第5次計画」が策定されました。

千葉県では、平成15年3月に第1次となる「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、令和7年10月に「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』の推進」を基本理念とした第5次推進計画を策定しています。

本市では、同法第9条第2項の規定に基づき、平成28年3月に第1次となる「旭市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができる環境の整備を図ってまいりました。

この度、第2次計画の計画期間が令和7年度で終了することから、第2次計画の成果と課題等を踏まえ、国及び千葉県の当該計画を指針とし、子どもの読書活動の更なる推進を図るため、「旭市子ども読書活動推進計画（第3次）」を策定します。策定に当たっては、本市における現状等を踏まえた子どもの読書活動の推進に関し、「第3期旭市総合戦略」及びその他の関連計画との整合を図ります。



3. 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



（小学校の学校図書館）

おすすめの本を紹介



（中学校の学校図書館）

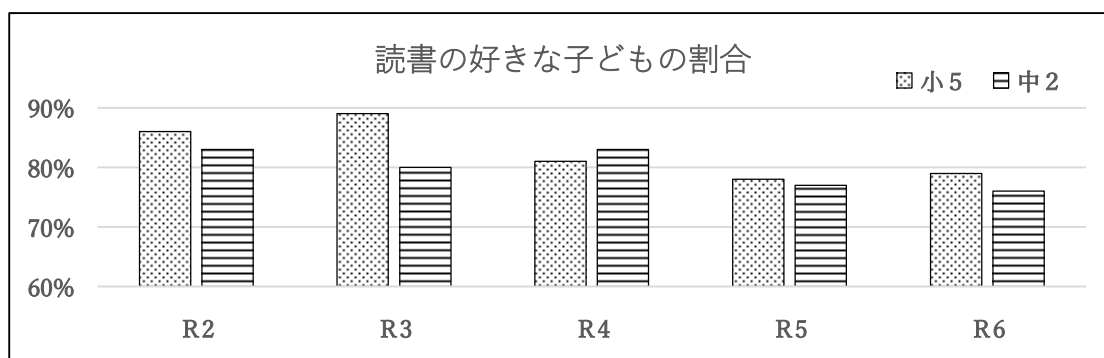
第2章 第2次計画期間における子どもの読書活動状況

1. 子どもの読書活動状況

本計画の策定にあたり、第2次計画策定時（令和3年度）に定めた目標とする数値の進捗状況及び子どもの関係施設を対象にアンケートを実施した結果をもとに、子どもの読書活動の現状を検証します。

(1) 子どもの読書活動に係る目標とする数値の進捗状況より

①読書の好きな子どもの割合



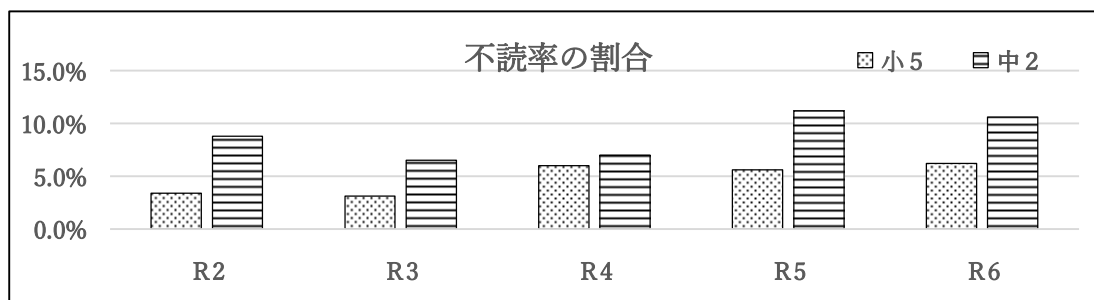
	R2	R3	R4	R5	R6	目標	千葉県 R5
小5	86%	89%	81%	78%	79%	82%	80.9%
中2	83%	80%	83%	77%	76%	80%	75.8%

図書意識調査（小5、中2）

「読書は好きですか」の問いに、「好き」と回答した児童生徒は、令和2年度から令和4年度にかけて、小中ともに80%を超えていましたが、令和5・6年と70%代となり、下降傾向にあります。旭市では、令和2年度に策定された文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度より一人一台端末が導入スタートとなりました。以前は調べ学習といえば図書室へという流れがありましたが、教室内でインターネットを利用できるようになり、授業スタイルが変わったことで図書室離れにつながっている可能性もあります。

平成25年度より、旭市では学校図書館司書の巡回を行っており、現在5名の司書が、1人4校を担当し、巡回しています。児童生徒にとって一番身近にある学校図書室の環境を充実させるよう努めるとともに、授業での読み聞かせや読書好きな児童生徒を増やすための工夫を凝らした催し物を企画しています。

②不読率（１か月に１冊も本を読まない児童生徒）の割合



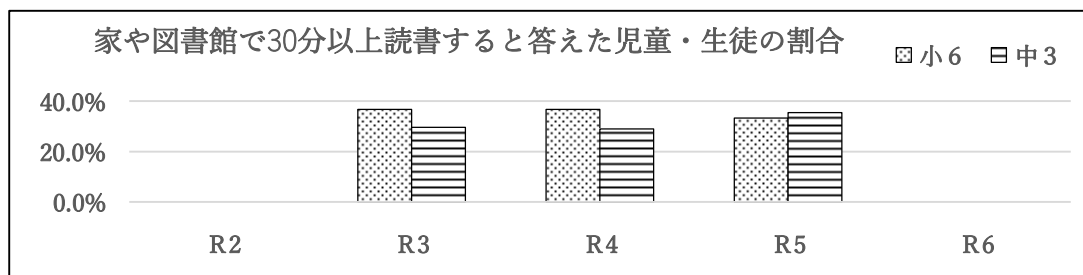
	R2	R3	R4	R5	R6	目標	千葉県 目標値
小5	3.4%	3.1%	6.0%	5.6%	6.2%	3%	8.0%
中2	8.8%	6.5%	7.0%	11.2%	10.6%	8%	20.0%

図書意識調査（小5、中2）

旭市は不読率の割合が低く、県が掲げる目標をすでに上回っています。しかし、小学生は令和2・3年度と3%台の横ばい傾向でしたが、令和4年度から上昇しているとわかります。中学生も、令和4年度まではほぼ横ばいでしたが、令和5年度から10%を越え、不読率の割合が高まってきています。

旭市では、小中学校ともに、朝読書の時間を設けている学校が多く、本に触れる機会が多いと言えます。また、「読書好き」を増やすために、読書ボランティアによる読み聞かせに取り組む学校も多いことが特徴です。

③家や図書館で30分以上読書すると答えた児童・生徒の割合



	R2	R3	R4	R5	R6	目標
小6	未実施	36.7%	36.7%	33.3%	質問項目なし	40.0%
中3		29.6%	29.0%	35.5%		40.0%

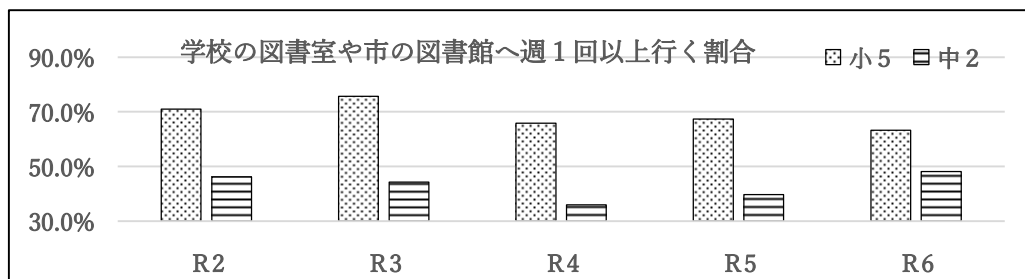
全国学力・学習状況調査 質問紙より（小6、中3）

※令和2年度コロナ蔓延のため調査未実施。令和6年度の調査では、この質問項目はありませんでした。

小学生は、令和3・4年度と横ばいでしたが令和5年度は微減しています。中学生は、令和3・4年度とほぼ横ばいでしたが、令和5年度は6.5%上昇しています。しかし、小中学生とも目標値の40.0%には届いていない状態です。

児童生徒の生活を考えると、学校では授業や部活動が中心であり、家庭では家庭学習を除くと、ゲームやSNS等に費やす時間が多いと思われます。興味のある本が身近にあり、常に手に取れる状態であることが、読書ができる環境として必要なのではないかと考えます。また、近年では、電子図書による読書も進んでいます。

④学校の図書室や市の図書館へ週1回以上行く割合



	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	目標
小5	71.0%	75.6%	65.8%	67.3%	63.2%	15.0%
中2	46.1%	44.2%	35.9%	39.7%	48.1%	6.0%

図書意識調査（小5、中2）

小学生は令和3年度を境に図書室への来室が減ってきていることがわかります。それでも、60%以上の児童が週1回は図書室へ通っていることがわかります。中学生は、令和4年度に下降しましたが、令和6年度のデータでは48.1%と上昇しています。目標値には、小学校・中学校ともに到達しています。

学校の図書室は、「読書センター」・「学習センター」・「情報センター」の3つの機能があります。教育活動において、児童や生徒が自ら図書室に足を運び、本を手にする機会を作っていけるよう、教師や学校図書館司書が工夫していくことが今後も大切であると思われます。また、市の図書館の活用については、興味があっても保護者の送迎がないと行くことができない児童もいます。中学生については、特に強い興味や目的がないと足を運ぶというところまでいかないのだろうと推察されます。

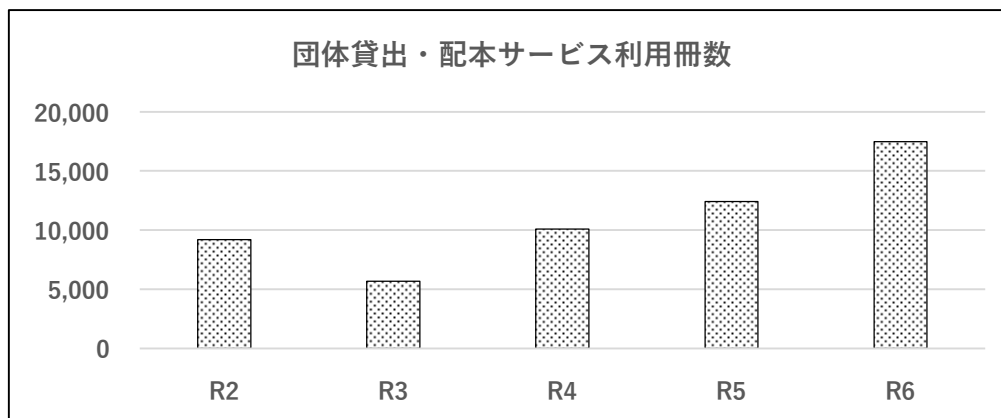


学校図書室の本を教室へ



ホールも有効活用

⑤市図書館の団体貸出・配本サービス利用冊数



(冊)

	R2	R3	R4	R5	R6	目標
保育所・幼稚園	484	694	1,852	3,322	3,463	800
小学校	5,654	3,705	5,102	5,748	8,598	3,200
中学校	2,322	190	1,280	760	2,632	3,000
放課後児童クラブ	181	506	660	637	679	400
読み聞かせグループ	330	344	790	1,013	992	1,900
その他	235	245	415	927	1,116	
合計	9,206	5,684	10,099	12,407	17,480	

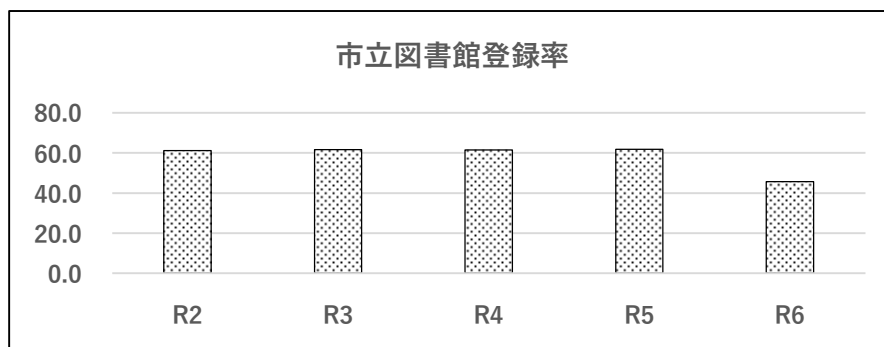
旭市図書館統計より

保育所や幼稚園への団体貸出は、令和4年9月から団体貸出配送を開始したこともあり、目標値よりも大きく上回っており、徐々に利用の拡大が進んでいますが、いまだ一部の保育所や幼稚園の利用に限られているところもあります。

放課後児童クラブへの貸出冊数も増加傾向ですが、一部の児童クラブの定期利用にとどまっています。

令和3年に小中学校への貸出冊数が大幅に減少していますが、これは旭市図書館の東部図書館内移転に伴い休館期間が発生したため冊数の減少につながったと考えられます。小学校では年々貸出冊数が増加し、中学校については年度によって貸出冊数の変動が見られますが、コロナウイルス流行前の水準に戻りつつあります。近年は小中学校ともに支援学級への貸出が増え、貸出冊数が増加した要因と考えられます。

⑥市立図書館における0歳～15歳の登録率



(%)

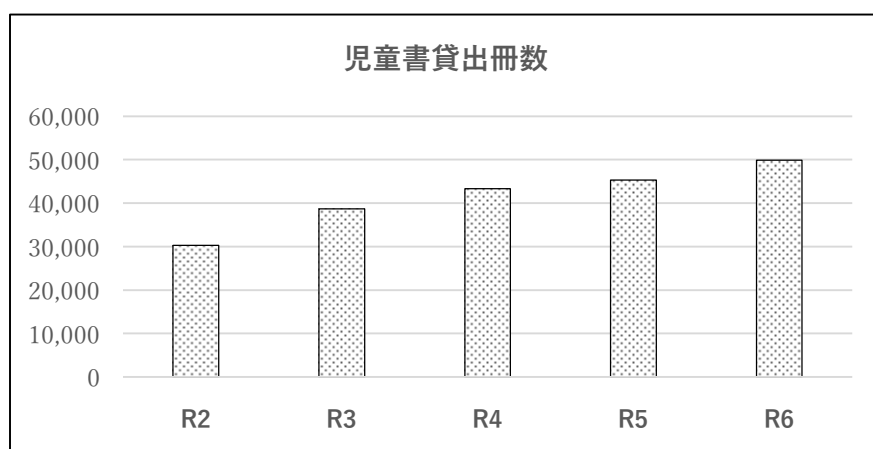
	R2	R3	R4	R5	R6	目標
登録率	61.1	61.6	61.4	61.7	45.6	70.0

旭市図書館統計より

※令和6年度に過去5年貸出のない利用者のデータを削除

目標値には達していませんが増加傾向にあります。ブックスタートでのPRや小学校1年生に向けた登録の案内などを継続してきた効果と考えられます。

⑦市図書館における児童書貸出冊数



(冊)

	R2	R3	R4	R5	R6	目標
貸出冊数	30,306	38,687	43,335	45,341	49,914	45,000

旭市図書館統計より

コロナウイルスが流行した令和2年は一時減少しましたが、その後は徐々に増加し、目標値を達成しました。幼児や小学生は、図書館が生活圏にある子以外は自力で図書館に通うことができないため、令和3年に県立東部図書館内に移転したことにより図書館へアクセスしやすくなったこと、令和4年9月から保育所や幼稚園への団体貸出配送を開始したことにより保護者の読書への関心が高まったことが統計にも反映されていると考えられます。

(2) 読書活動、読書環境の実態調査より

市内の保育所・幼稚園、児童クラブ、高等学校など、施設の指導者や管理者を対象に実施したアンケートの結果について検証します。

全体を通して言えることは、施設の指導者・管理者は、読書の大切さ、効用を十分認識しており、幼児・児童に対して読書への働きかけを行っているものの、図書が充足していないこと、その結果、読書環境が読書活動にも大きく影響していることが窺えます。

① 蔵書について

施設の定員に対する蔵書数は、保育所・幼稚園では、平均 5.1 冊／人ですが、私立施設が 7.3 冊／人に対して、公立施設は 3 冊／人と半分ほどしか所有しておらず、個別にみると、1 冊／人未満の公立施設が 3 施設あります。

一方、児童クラブでは、平均して 7.3 冊／人ですが、最大で 15.8 冊／人に対して、最小は 2.1 冊／人と大きく開いています。

一部の児童クラブでは市図書館の蔵書を利用した読書活動を行っていますが、定期的に新しい図書を揃えることができず、大多数は古く、傷んだ図書を補修しながら利用しており、施設によって蔵書数に偏りが生じています。その結果、子どもたちが本に興味を向けない要因の一つにもなっています。

② 読書の状況について

本に触れる機会については、保育所・幼稚園では、毎日ないし 2 日に 1 回以上、読み聞かせや紙芝居を実施しています。個別の意見でも年齢、季節等に応じて絵本、文字に触れる大切さが指摘されています。ただ、家庭に向けた読書の啓発は、チラシの配布や絵本の紹介、購入案内等実施しているところもありますが、施設によって差があり十分ではありません。

児童クラブでは、読み聞かせも含め積極的に読書を勧めています。人気があるのは、絵本や図鑑など、視覚に訴えかけるものが多く、いわゆる読み物は敬遠されている傾向があります。また、指導者・管理者による読書への声かけは、児童自ら積極的に読書しているわけではないことの裏返しとも受け取れます。

高校になると、不読者の割合は高いようですが、2 校とも、読み聞かせのほか、しおりやフリーペーパーの作成など読書へのきっかけづくりに努めています。また、外国籍の生徒に対応した書籍の購入や、「リーディングトラッカー」の設置など、誰もが読書に親しむ環境づくりにも取り組んでいます。

③ 市図書館の団体貸し出しサービスについて

市図書館では、施設や読書活動をしている団体に対して、1 ヶ月、30 冊を貸し出すサービスを実施しています。保育所・幼稚園のサービス利用は全体の半数を超えましたが、児童クラブについては利用している施設が限られています。さらにその制度を知らない施設もあり、引き続き周知に努める必要があります。一方、制度は認識し、貸出サービスへの関心はあるものの、利用しないところもあります。その理由としては、破損や汚損の心配が本に触れる機会の障害となっています。

(3) 読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査より

今回、市内の小・中学校を対象に初めて実施した、バリアフリー及びデジタル化に関するアンケートの結果について検証します。

① 視覚など特別な配慮が必要な児童・生徒に対する配慮について

市内全20校に対し、配慮していると回答した学校は6校でした。これは、実際に配慮が必要となる児童・生徒が在籍している学校からの回答であり、在籍していない学校においては即時対応が難しい状況であると考えられます。

また、配慮の方法についても学校毎に様々であり、今後の課題として対応図書の充実が挙げられます。

② デジタル資料を活用した読書活動について

市内全20校に対し、活用していると回答した学校は6校でした。このうち、デジタル教科書での動画視聴や調べ学習など授業に活用していると回答した学校は3校、読み聞かせや自習時間に活用していると回答した学校は3校でした。

現状では、主に授業と関連した読書活動が行われていると考えられます。



(学校図書室での英語の絵本特設コーナー)

2. 家庭・地域・学校等における現状と課題

第2次計画での取組による、人と本との関わりを施設ごとにまとめ、課題を整理します。

(1) 家庭への働きかけ

<現状>

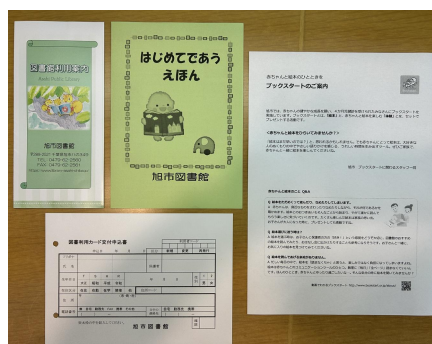
- 旭市では、平成25年からブックスタート事業を開始し、旭市保健センターで行う乳児健診時に、4か月児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせを行い、絵本を配付しています。配付率98.7%と定着しており、絵本の読み聞かせを通し、親子でふれあう時間を持つ大切さを伝えています。
- 子育て支援センターハニカムでは、図書館から派遣された講師による絵本に関する講座等を開催し、利用者に対して読み聞かせの重要性についての理解と関心を高めています。
- 旭市小・中学校では、令和7年度より「教科書の文章を正確に読む力を高める」ことを統一のテーマとし、音読やスピード視写、読書活動に力を入れています。家庭にも協力を仰ぎながら、「家読（うちどく）」の取り組みを進め、読解力向上を目指す学校もあります。

<課題>

- さまざまな読書環境の家庭に対して働きかける工夫が必要です。
- ブックスタートにおける図書館の周知と利用につなげるための工夫が必要です。



（ブックスタートで配布するセット）



（図書館の利用案内も配布）

(2) 旭市図書館及び地域の子育て支援施設

<現状>

- 旭市図書館は、千葉県立東部図書館の1階にあり、令和7年3月末現在では、蔵書冊数111,003冊のうち、児童書は40,561冊、年間貸出冊数は40,744冊となっています。また、市内3か所の公民館等にある図書室とは図書ネットワークシステムでつながっており、予約したうえで、いずれかの施設で貸し出し、返却できる図書配送を週2回行っています。市内小中学校に対しては、平成18年度から図書配送サービスがスタートし、週1回の図書配送により、学級単位での貸出を実施しています。

また、未就学児を対象にした月2回の「おはなしの時間」を開催し、絵本等の読み聞か

せを行っています。

- 市内の子育て支援センター「ハニカム」は、3歳児以下の子どもと、その保護者がつどい、一緒に遊んだり情報を交換する場所となっていますが、絵本は350冊あり、職員が読み聞かせ等を行っています。
- 放課後児童クラブは、市内に15か所あり、令和7年度のアンケートでは、一人あたり平均7.3冊の蔵書がありますが、クラブによって格差がある状況です。

<課題>

- 令和3年に県立東部図書館内に移転したことにより図書館へのアクセス、蔵書冊数の増加など利便性が高まりましたが、県立図書館内に併設しているため静寂性を求められる場面が多く、子どもたちが落ち着いて読書をするスペースが少ない状況です。市の読書活動の拠点施設としてのさらなる施設整備が課題となっています。
- 子育て支援センターや放課後児童クラブで子どもたちが読む本は、傷んだり古くなったりしているものが多く、子どもたちが興味をもつ新しい本の購入、収集など充実が課題です。

(3) 小中学校・保育所（園）・認定こども園

<現状>

- 小・中学校には、文部科学省が定めた学級数に応じた学校図書館図書標準が定められており、旭市では、令和6年度末時点ですべての小・中学校が図書標準を達成しています。

また、旭市では、平成25年度から学校図書館司書が配置され、現在は、5名の学校図書館司書が1校につき週1～2回ずつ巡回しています。学校図書館の運営において、学級・教科担任や図書主任、市図書館と連携し、子どもたちへの読書の質を高める効果をあげています。

令和6・7年度には、旭市立干潟小学校が千葉県学校図書館教育部会の研究指定校となり、様々な教科領域で図書を用いた授業を展開しました。

令和7年10月31日には、「令和7年度千葉県教育研究会学校図書館部会研究発表大会 東総・香取大会」が開催され、図書館司書が授業を補助する取組も紹介されました。

また、学校においてはボランティアグループの活動が活発に行われており、保護者や地域の人々が朝の読書活動の時間を中心に読み聞かせを行い、本の楽しさを伝えるメッセンジャーとなっています。



干潟小での授業の様子

- 市内の保育所（園）や認定こども園は、公立私立合わせて19か所あります。令和7年度のアンケートでは、一人あたり平均5.1冊の蔵書冊数となっていますが、施設ごとに格差があります。

<課題>

- 小中学校、保育所（園）や認定こども園のいずれについても、蔵書を補完するために、市図書館から団体貸出を行うなどさらなる連携が必要な状況です。

3. 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

※「千葉県子どもの読書活動推進計画」（第5次）より抜粋

(1) 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」

（読書バリアフリー法）の制定

○令和5年3月「千葉県読書バリアフリー推進計画」策定

特別支援学校や小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍、通級によって指導を受けている児童生徒数は増加傾向がみられます。

日本語指導が必要、特異な才能のある児童生徒等、子どもたちの多様性を受容し、それらに対応した取組が大切とされています。

(2) 教育におけるデジタル化の進展

○GIGA スクール構想によるデジタル社会の形成に向けた取組の加速

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」

「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

○「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）

GIGA スクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと等が示されました。

(3) 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定（令和4年1月）

○「学校図書館図書基準」の達成を目指す

○計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備、学校司書の配置拡充

(4) 「第4期教育振興基本計画」の策定

○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

○日本社会に根差したウェルビーイングの向上

○豊かな心の形成

実現に向けた基本施策として「読書推進活動の充実」が示されています。

第3章 第3次推進計画の基本的な考え

1. 基本理念

「出会い 親しみ 成長する」

子どもと本をつなぎ共に歩む環境づくり

本市における第2次推進計画期間の課題や子どもの読書活動の現状から、今後取り組むべき目標を次の3点とし、第3次推進計画では『出会い 親しみ 成長する』子どもと本をつなぎ共に歩む環境づくり」を基本理念として推進します。

(1) 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進

家庭での読書の習慣は、国の第5次計画でも課題とされており、子どもが乳幼児期から本を読むのを楽しみと感じ、好きになれるよう親子での読み聞かせや、家庭での読書（家読）を引き続き推進していく必要があります。

(2) だれもが本に出会える環境づくり

今回の子どもの関係施設を対象にアンケートを実施した結果から、保育所（園）や認定こども園、放課後児童クラブなどでは、依然として絵本や児童書の冊数が不足していることがわかります。子どもの身近に本がある環境を整備するために、引き続き図書購入予算の確保や図書館との連携が求められます。

(3) すべての子どもが読書に親しむきっかけづくり

子どもが生涯にわたって読書に親しみながら成長していくために、乳幼児、児童、生徒の一人一人の発達や読書体験に留意するとともに、子どもの意見を取り入れた読書活動を進める必要があります。

2. 基本方針

第3次推進計画の目標を達成するため、次の3つを基本方針とします。

(1) 読書に親しむ機会の充実

子どもの自主的な読書活動を推進するため、図書館を中心に家庭・地域・学校・関係機関などが連携、協力し、地域社会全体で子どもの読書活動を支えていきます。

(2) 読書環境の整備

個々の興味、感性に合う素晴らしい本と出会い、本の楽しさを発見する機会を提供し、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じて、本・

施設・設備や人的環境の整備・充実を図っていきます。

(3) 普及啓発活動の推進

子どもの読書活動を支え、読書習慣に結び付けるために、子どもと関わる大人が、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう啓発や広報に努めます。

3. 方策

3つの基本方針を推進するため、子どもをとりまく環境ごとに取り組む方策を定めます。

(1) 家庭における取組

家庭における読書活動を推進するため、各施設において普及啓発活動等の取組を行います。

(2) 地域における取組

地域の中で中心的な役割を担う図書館や、公民館等の生涯学習施設、子育て支援施設において、読書活動の推進に取り組みます。

(3) 保育・教育施設における取組

学校、保育所（園）や認定こども園、放課後児童クラブにおいて、読書活動の推進に取り組みます。

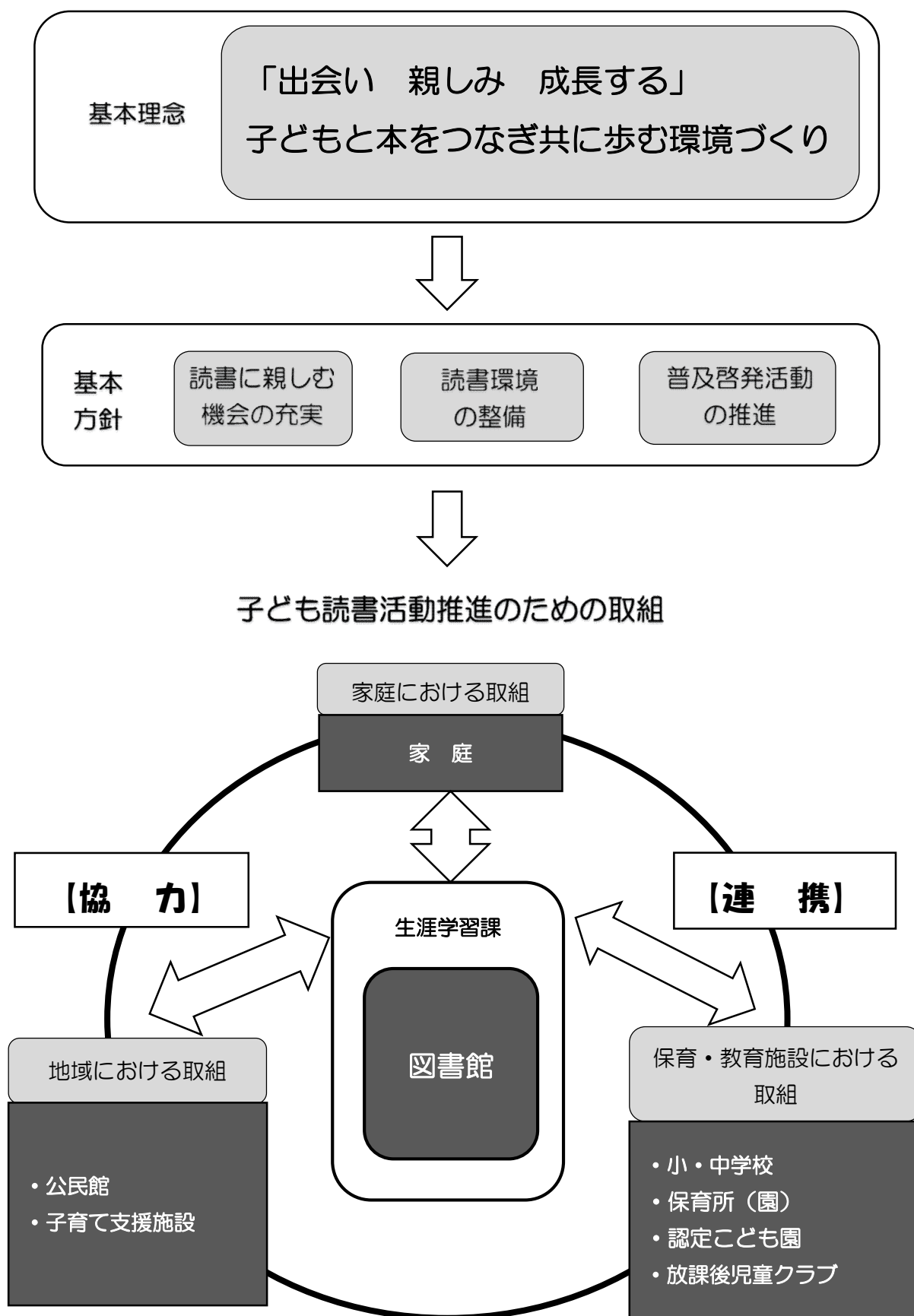


（図書館の小中学生向けおすすめの本コーナー）



（図書館の乳幼児向けコーナー「えほんの杜^{もり}」）

4. 推進計画の体系



第4章 計画の推進に向けた取組

1. 家庭における取組

子どもの読書習慣は、日常生活を通して形成されるもので、家庭は初めて本と出会い、読書習慣を身につけるための大切な場所です。

家庭においては、子どもにとって最も身近な存在である保護者が、率先して読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけを作ることが重要になってきます。

こうした家庭における読書活動を支援するためには、行政や市図書館が中心となり、学校、保健センター等の様々な機関が連携・協力して事業に取り組んでいく必要があります。

No.	取組項目	具体的な取組の概要	推進部署
1	読書環境の充実	子どもの読書習慣の形成には、家庭の中に本がある環境を作ることが大切です。子どもの発達段階に合わせた本の選び方や楽しみ方の情報を得るため、図書館の積極的な利用が望まれます。図書館の絵本や児童書の充実を図り、保護者が乳幼児を連れて来館しやすいように、設備や館内の雰囲気づくりなどの条件整備を行います。	生涯学習課 (図書館)
2	ブックスタート事業の実施	旭市在住のすべての乳児に絵本を贈るブックスタート事業を保健センターで行われる乳児健康診査の場で実施します。その場で読み聞かせを行い、家庭での絵本を介した親子の言葉かけやスキンシップの大切さを伝えます。また、図書館を利用してもらうためのPRを行います。	生涯学習課 (図書館) こども家庭課
3	講座・研修会等での啓発	生涯学習課が担当する講座や研修会、又は市が主催する子育て支援のための事業やお薦めの本を紹介したチラシの配布など、様々な機会を通じて、保護者に子どもへの読み聞かせの大切さや読書の重要性を伝え、家庭での読書（家読-うちどく-）を推進します。	生涯学習課

2. 地域における取組

(1) 図書館

子どもにとって図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、読書について司書に相談できる場所です。

そのため図書館では、魅力ある蔵書の充実を図り、おはなし会や各種講座を開催し、小中学校や保育所等への団体貸出しを通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めています。

また、図書館は地域の情報拠点として、保護者や教職員、ボランティアへの支援をすることにより、子どもの読書活動の中心的な役割を担います。

No.	取組項目	具体的な取組の概要	推進部署
4	図書館資料やサービスの充実	絵本や物語、調べ学習に役立つ本などの魅力ある蔵書の充実を図り、乳幼児から中学生までの発達段階に添ったサービスや配架などの工夫をし、資料提供に努めます。また、市内の公民館等の読書施設とネットワークを結び、資料と情報の共有化を図るとともに、デジタル資料の拡充についても検討を進めます。	生涯学習課 (図書館)
5	おはなし会やイベントの充実	未就学児を対象にした「おはなしの時間」を継続して開催し、絵本の読み聞かせを通じて読書の啓発を行います。また、本やおはなしの世界に親しみ、本の楽しさを知ってもらうイベントを開催し、その内容の充実に努めます。	生涯学習課 (図書館)
6	子どもの読書に関する講演会・講座の開催	家庭の中で、親子が楽しみながら本を読むことの大切さを知ってもらえるよう、また、子どもがより充実した読書活動を行えるよう、講演会や講座を開催します。	生涯学習課 (図書館)
7	読書手帳の配布	自分の読んだ本の書名や感想を記録する「読書手帳」を、図書館窓口での紙媒体および図書館HPからのデータで配布します。	生涯学習課 (図書館)
8	ブックリストの発行	発達段階に添ったブックリストを作成し、子どもの興味を促すような図書の紹介に努めます。赤ちゃん向けの「はじめてであう絵本」や、小学生全員に配付するブックリスト「ほんばこ」、中学生向けのリーフレット等のリストを作成し、啓発に努めます。	生涯学習課 (図書館)

9	ホームページの充実	図書館ホームページ（子どもページ）の内容を充実させ、ホームページを利用した図書館資料の検索や新刊の紹介など情報の提供に努めます。	生涯学習課 （図書館）
10	ティーンズ（青少年）サービスの推進	ティーンズサービスは、中学・高校生を中心とした青少年を対象としていますが、この年代は感受性の豊かな時期であり、大人への過渡期でもあります。中学・高校生の意見を取り入れながら興味や関心のある資料を積極的に収集し、配架にも工夫をします。	生涯学習課 （図書館）
11	読書バリアフリーの推進	視覚など特別な配慮が必要な子どもへの読書活動を支援できるよう、小中学校の特別支援学級及び各関係機関やボランティアとの連携を図りながら、多様な障害に対応できる資料の収集と環境整備に努めます。	生涯学習課 （図書館）
12	外国語を母語とする子どもに対するサービスの推進	外国語を母語とする子どもへの読書活動を支援できる対応と環境整備に努めます。	生涯学習課 （図書館）
13	団体貸出の充実	放課後児童クラブや読み聞かせボランティアなど、子どもの読書に関わる活動をしている団体に対して団体貸し出しを行います。また、保育所（園）・認定こども園、小学校、中学校に団体貸出した資料を届ける配送サービスを行います。また、本の選び方や子どもの読書活動に役立つ情報提供などの支援を行います。	生涯学習課 （図書館）
14	小中学校等との連携	図書館では、子どもの職場体験や見学を受け入れ、利用方法や読書の楽しさを知ってもらい、図書館に行くきっかけづくりを支援します。さらに、子どもの調べ学習等で小中学校と情報交換を図り、図書館を有効に活用できるように努めます。	生涯学習課 （図書館）
15	読書ボランティアの育成・支援	地域・学校などにおける子どもの読書活動を推進するため、養成講座を開催し、読書ボランティアの技術の向上や支援に努めます。 また、ボランティア同士の情報交換の場として連絡会を開催します。	生涯学習課 （図書館）
16	司書の適切な配置と研修の充実	司書は児童図書に関する広範な知識、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識が	生涯学習課 （図書館）

		必要となります。また、子どもや保護者に本の案内や助言を行うとともに、保育所や学校などでの本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなどの連携が求められています。これらの役割を果たしていくために必要な司書の配置と専門的知識・技術を習得するための研修の充実を図ります。	
17	人材の育成と活用	保育所（園）、認定こども園や学校などにおける子どもの読書活動を推進するため、活動の場等に関する情報提供や職員及びボランティアの育成のための研修体制を整備し、子どもの読書活動推進の担い手の輪を広げていきます。	生涯学習課 （図書館）
18	資料の再利用	図書館から子ども向け資料を調整し、他の施設等でも活用できるようにします。	生涯学習課 （図書館）

(2) 子育て支援施設・公民館

地域には、図書館のほか、子育て支援センター、公民館など子どもたちが本に触れ、読書に親しむことができる身近な施設があります。

これらの施設では、図書館と連携しながら図書コーナーを充実したり、地域のボランティアと協力し読み聞かせ等を行うなど、読書の楽しみを知るきっかけを提供していきます。

No.	取組項目	具体的な取組の概要	推進部署
19	地域子育て支援センターでの推進	「旭市子育て支援センターハニカム」では親子に遊びの場を提供しています。 その中で大型絵本やパネルシアターを活用した絵本の読み聞かせや手遊び歌を紹介し、子育てに取り入れていく大切さを伝えていきます。	子育て支援課
20	公民館での推進	市図書館と連携し、児童図書コーナーの充実及び読書スペースの確保に努めます。また、公民館等を利用したボランティアによるおはなし会等を開催します。	生涯学習課 （公民館）

3. 保育・教育施設における取組

(1) 保育所（園）・認定こども園

保育所（園）や認定こども園は、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待されています。

また、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することも求められます。

No.	取組項目	具体的な取組の概要	推進部署
21	保育所（園）や認定こども園における絵本に親しめる環境づくりの充実	子どもの豊かな感性を育むために、読み聞かせ等の機会を増やし、絵本に親しむ環境を整備します。絵本コーナーでは発達段階に合わせた絵本を紹介し、家庭で読み聞かせができるように情報の提供を図ります。	子育て支援課
22	保護者に対する家庭での読み聞かせの奨励	園だよりやクラスだよりなどで園での読み聞かせ等の様子を知らせるなど、保護者に対して、家庭での読み聞かせの大切さや絵本を通しての子育ての楽しさを伝えるよう努めます。	子育て支援課

(2) 学校・放課後児童クラブ

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくうえで、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。平成29年、30年に公示された学習指導要領においても、「言語活動を充実する」とともに、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、」児童生徒の「自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」とされています。

また、学校図書館には、「読書センター」と「学習・情報センター」としての機能があり、学校教育の中心的な役割が求められ、資料の整備、充実が必要となります。さらに、児童生徒のストレスの高まりや指導上の諸問題に対応するための「心の居場所」としての機能を充実させていくことが期待されています。

放課後児童クラブにおいても、図書館と連携し、読書に親しむ機会を提供していきます。

No.	取組項目	具体的な取組の概要	推進部署
23	各学校における魅力ある読書活動の推進	図書主任等を中心に各学校の特色や地域、子どもの実態に即した読書活動を推進し、その充実に努めます。	教育総務課 小中学校
24	読書時間の確保	各学校で朝の読書などの一斉読書に取り組む活動を実施し、読書時間の確保に努めます。また、保護者に子どもへの読み聞かせの	教育総務課 小中学校

		大切さや読書の重要性を伝え、家庭での読書（家読-うちどく-）を推進します。	
25	図書館活用の推進	各教科等において、積極的に調べ学習等を取り入れ、学校図書館、市・県立図書館の利用を促進し、子どもの情報活用能力を育みます。	教育総務課 小中学校 生涯学習課 （図書館）
26	障害のある子どもの読書活動（読書バリアフリー）の推進	障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、一人一人の子どもに合わせた図書教材を活用しながら、読書活動の推進に努めます。必要に応じて、市の図書館や関係機関と連携を図り、多様な障害に対応できる資料の収集と環境整備に努めます。	教育総務課 小中学校 生涯学習課 （図書館）
27	学校における読書環境の整備・充実	文部科学省が設定した「学校図書館図書標準」を目途に、毎年度計画的に子どもたちの知的好奇心を満たす魅力的な蔵書の増冊、整備を行います。また、各教科等での調べ学習等に必要な図書資料の充実を図ります。	教育総務課 小中学校
28	図書主任、司書教諭及び学校図書館司書の研修の充実	図書主任、司書教諭及び学校図書館司書の研修を実施し、資質及び実践的能力の向上を図ります。	教育総務課
29	学校図書館ボランティアの活動体制づくり（地域学校協働活動の取り組みを含む）	学校図書館を活性化し、利用を促進するために、保護者や地域の人が、本と子どもの橋渡し役となる「学校図書館ボランティア」として活動できるような体制づくりに努めます。	教育総務課 小中学校
30	学校図書館情報化の推進	学校図書館は学習・情報センターとしての役割も担っています。「新聞」や「学校図書館ニュース（掲示物）」などを揃え、情報提供を行うよう努めます。	教育総務課 小中学校
31	関係機関との連携	学校職員と学校図書館司書、市図書館職員との情報交換を行い、連携して子どもの読書環境の整備に努めます。	教育総務課 小中学校 生涯学習課 （図書館）
32	子どもの「心の居場所」となる学校図書館の運営	学校図書館司書の配置により、静かに安心して過ごせる子どもの「心の居場所」となる学校図書館の充実に努めます。	教育総務課
33	放課後児童クラブでの推進	日常的に子どもが読書できるよう、保育時間帯の中に「読書の時間」を設定するとともに、市図書館の団体貸出を活用し、読書環境の充実に努めます。	教育総務課

4. 子どもの読書活動に係る目標とする数値

本計画の達成状況等の点検評価を行うために、目標とする数値を定めました。本計画が5年を計画期間としていることから、令和12年度を目標年度とします。

基本方針	評価指標	平均 (R2～R6)		現状 (R6年度末)	目標 (R12)
読書に親しむ 機会の充実	①読書の好きな子どもの割合	小5	82.6%	79%	85%
		中2	79.8%	76%	80%
	②不読率（1か月に1冊も本を読まない児童生徒）の割合	小5	4.8%	6.2%	3%
		中2	8.8%	10.6%	8%
	③学校の授業時間以外に、本を読んだり、借りたりするために、学校の図書室や市の図書館へ週1回以上行くと答えた児童・生徒の割合	小5	68.6%	63.2%	70%
		中2	42.8%	48.1%	50%
	④朝読書の実施率	小6		100%	100%
		中3		100%	100%
読書環境の 整備	⑤学校図書標準を達成している学校数	小6		15校/15校	15校/15校
		中3		5校/5校	5校/5校
	⑥図書館の団体貸出・配本サービスを1年間に利用している冊数	保育所・認定こども園・幼稚園		3,463冊	3800冊
		小学校		8,598冊	9,000冊
		中学校		2,632冊	3,000冊
		放課後児童クラブ		679冊	750冊
		読み聞かせグループ		992冊	1,200冊
普及啓発活 動の推進	⑦ボランティア団体または地域学校協同活動と連携・協力している学校等の数	小学校		12校	15校
		中学校		1校	5校
	⑧市立図書館における0歳～15歳の登録率			45.6%	47%
	⑨市立図書館における児童書の個人への年間貸出冊数			49,914冊	51,000冊

①、②、③図書意識調査 ④優良図書館調査、年度末蔵書調査 ⑤年度末蔵書調査 ⑥、⑧、⑨旭市図書館統計
⑦読書ボランティア調査

資料編

- 1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年）
- 2 旭市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成 27 年）
- 3 読書調査（全国学校図書館協議会 令和元年）
- 4 旭市図書館の現状
- 5 アンケート集計結果
- 6 読書活動、読書環境の実態調査（アンケート用紙）
- 7 読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査（アンケート用紙）
- 8 関係施設一覧

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県に

おける子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

2 旭市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定により、旭市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、旭市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、旭市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 旭市図書館協議会を代表する者 2人以内
- (2) 市内小中学校図書主任を代表する者 2人以内
- (3) 市内図書館ボランティアを代表する者 1人
- (4) 学校図書館司書 1人
- (5) 家庭教育指導員 1人
- (6) 子育て支援課職員 1人
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、旭市教育委員会生涯学習課が処理する。

(その他)

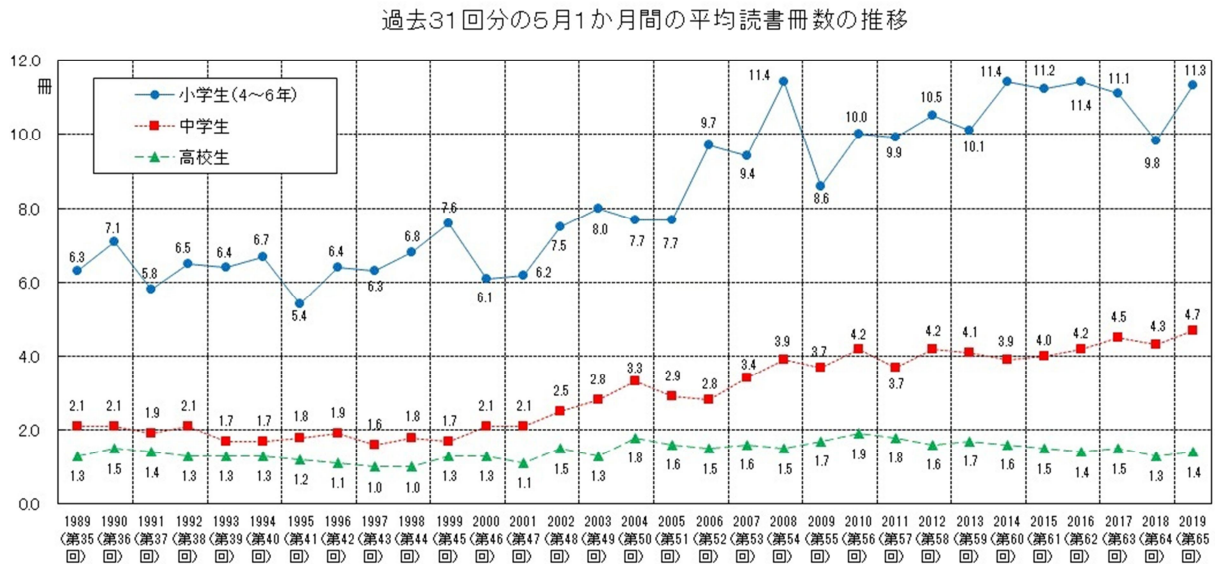
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

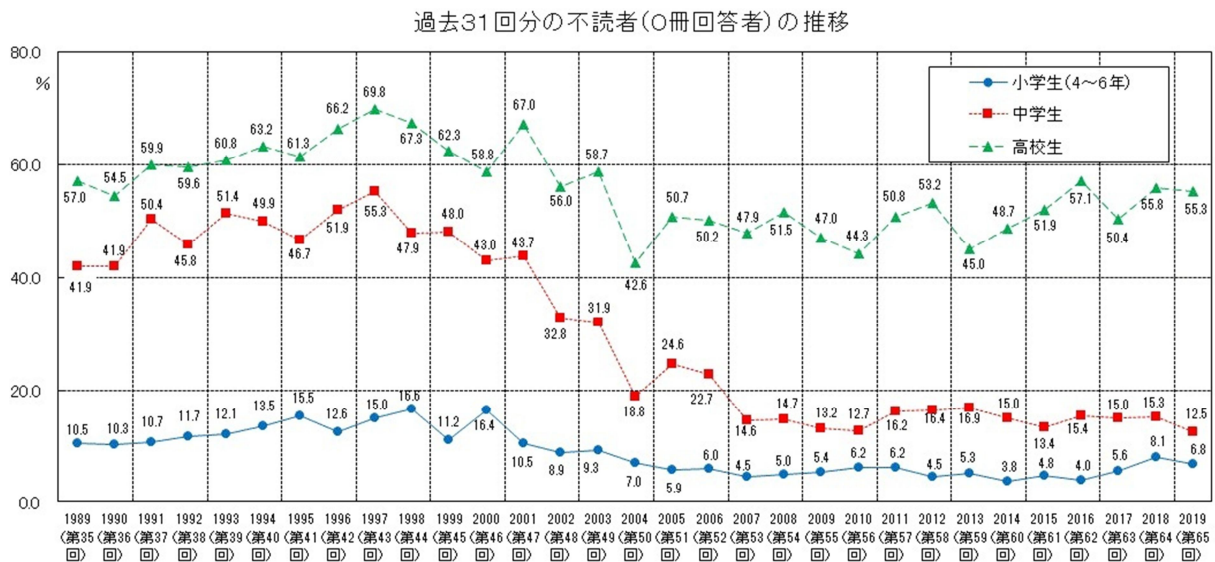
この要綱は、平成27年7月1日から施行する

3 読書調査

(1) 全国の小・中・高等学校の児童生徒の平均読書冊数



(2) 全国の小・中・高等学校の児童生徒の不読者数



※ 不読者とは、月に1冊も本を読まない人。

※ 全国学校図書館協議会調査「第65回学校読書調査」 2019年実施

4 旭市図書館の現状

<旭市図書館の児童サービス状況>

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
登録者数（0 歳～15 歳）（人）	4,730	4,653	4,507	4,377	3,116
登録率（0 歳～15 歳）（％）	61.1	61.6	61.4	61.7	45.6
児童書の蔵書冊数（冊）	39,542	37,269	38,710	40,277	41,663
児童書の個人貸出冊数（冊）	30,306	38,687	43,335	45,341	49,914
「おはなしの時間」開催回数 参加人数	10	12	24	23	22
	38	129	290	281	307
図書館見学・職場体験学習回数 参加人数	0	3	2	7	8
	0	66	38	109	114
ボランティア講座回数 参加人数	1	1	1	2	2
	19	21	21	52	32

※R6 年度において過去5年間利用のない登録者のデータを削除

<団体貸出冊数>

種 別	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
保育所・幼稚園	484	694	1,852	3,322	3,463
小学校	5,654	3,705	5,102	5,748	8,598
放課後児童クラブ	2,322	190	1,280	760	2,632
中学校	181	506	660	637	679
読み聞かせグループ・文庫	330	344	790	1,013	992

5 アンケート集計結果

読書活動、読書環境の実態調査 アンケート結果

〔実施期間〕 令和7年6月18日～同年7月4日

〔保育施設・幼稚園等〕

対象 22 件

1	定員に対する蔵書数	5.1 冊/人									
		公立平均 3 冊/人		公立最大 11.3 冊/人		公立最小 0.4 冊/人					
		私立平均 7.3 冊/人		私立最大 18.8 冊/人		私立最小 0.9 冊/人					
2	読書活動	内容	毎日	回/週			回/月		不定期	職員	ボランティア
				1	2	3	1	2~			
		素話	2						16	18	1
		読み聞かせ	18			2			2	22	0
		紙芝居	10	1	2	2		1	6	22	0
		大型絵本		3			1	1	17	22	0
		エブロンシアター		1			4		16	21	0
		パネルシアター		1		1	4		16	22	0
		その他 〔クリアファイルシアター〕							1	1	1
3	旭市図書館の団体貸出サービス	利用あり				13		利用なし		9	
4	保護者向け啓発活動	絵本紹介		2		絵本講座		1		していない 10	
		啓発 その他	その日読み聞かせをした内容のお知らせ 3、 クラスだより等で読み聞かせの推奨 2、 9 絵本購入の推奨 3、子育てサークルで紹介 1								
5	自由意見	別紙1									

〔児童クラブ〕

対象 15 件

1	在籍者数	<30人 5 校		<50人 6 校		≧50人 4 校	
2	在籍者に対する蔵書数	平均 7.3 冊/人		最大 15.8 冊/人		最小 2.1 冊/人	
3	一日に読書している児童割合	平均 53 %		最大 100 %		最小 5.3 %	
4	好まれるジャンル	絵本 14		小説 2		図鑑 13	
		その他 2	漫画（学習漫画など） 2				
5	旭市図書館の団体貸出サービス	利用あり 2		利用なし 10		知らない 3	
6	特別な配慮が必要な児童に対する配慮	配慮している 0		配慮していない 15 ※対象者いないため			
7	デジタル資料を活用した読書活動	実施している		実施していない 15			
8	自由意見	別紙2					

〔高等学校〕

対象 2 件

1	図書蔵書数	平均	28,127 冊	最大	30,000 冊	最小	26,254 冊
2	一日の利用者数	平均	20 人	最大	30 人	最小	10 人
3	一日の図書貸出人数	平均	1.5 人	最大	2 人	最小	1 人
4	好まれるジャンル	文芸書	2	実用書	自己啓発書		
		学習参考書等					
5	読書活動の取組	ビブリオバトル		ポップづくり	ブックトーク		
		その他	リーディングトラッカー・フリーペーパー・しおりの作成、読み聞かせ（紙芝居、絵本など）				
6	視覚などに特別な配慮が必要となる生徒に対する配慮	リーディングトラッカー・リーディングルーベの設置 大型絵本、ルビが振られた本の購入 外国籍の生徒にも対応した多様な書籍の購入					
7	デジタル資料を活用した読書活動	はい	いいえ				2
8	自由意見	特になし					

別紙1[未就学児向け]

意見
保育所にある絵本だけでは足りないので、市図書館からの団体貸出を利用することで子ども達の興味関心が広がっている。今後も継続して利用したい。
子ども達が自発的に絵本に触れる時間を持つために保育の中で工夫していきたい。市図書館からの団体貸出を利用することで色々な絵本を読む機会ができありがたい。
デジタルは子どもにとって一方通行になりやすいので一切使用しない。 家庭での読み聞かせは親子の絆を深めるために大切であり、毎日のように就寝前に絵本を読み聞かせるよう勧めている。
子どもの読書活動の推進には、教育や保育に携わっている人の積極的な関与が必要。スマホ世代にも響く有効な手段を考えていきたい。

別紙2[児童クラブ向け]

意見
新しい本を購入することが難しく、古い本を修理しながら置いているため、子どもたちの興味を引くことが難しい。読書の声掛けをしても、読書をするのは半数以下。
低学年は図鑑や迷路の本を読むことが多く、文章量の多い本をよくことは少ない。児童クラブで興味を引く本が準備できないため、中学年以上になると本を持参して読む子どももいる。
読書は楽しいと感じさせることが大切。1日保育の際には時間に余裕があるので、読み聞かせを取り入れ読書に興味を持たせるようにしたい。
読書習慣を身につけさせるには児童が興味を持てる本が必要と考えるが、児童クラブにはほとんど本が置いていない。購入予算を組んでほしい。
4月～6月に1年生向けの読み聞かせを週2回程度行っている。長期休み（特に4、8月）に読み聞かせや本の紹介をしてほしい。
読書の時間を設けているが、低学年は図鑑や絵本を多く読んでいる様子。本が傷んでいるせいもあるのか、物語の本はあまり手に取らない。
図鑑、探し絵の絵本、漫画はよく見ているが、声掛けしてもなかなか本を読まない。
司書が選書した本40～50冊位を1か月程度借りられるとよい。
子どもたちが興味を持つ本、図鑑などあればよい。
子どもたちが興味を持つ多種多様な本があるとよい。
子どもたちも図書館からの団体貸出を楽しみにしている。

別紙3[高校生向け]

意見
特になし

読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査 アンケート結果

〔実施期間〕 令和7年6月18日～同年7月4日

〔小学校〕 対象 15 件

1	特別な配慮が必要な 児童・生徒に対する配慮	している 5	していない 10
		座席を前方にする2、教室の照明を明るいものにする、 掲示物の拡大、拡大教科書・実物投影機・ルーペの使用、 大型絵本・点字が併記された本（テルミ）の活用	
2	デジタル資料を活用した 読書活動	している 5	していない 10
		オンライン動画4、デジタル教科書の読む機能、実物 投影機、図鑑の付録CD	
3	どのような時にデジタル 資料を活用しているか	授業の導入・まとめ2、調べ学習2、 自習時間や休み時間2、読み聞かせ2	
4	自由意見	別紙1	

〔中学校〕 対象 5 件

1	特別な配慮が必要な 児童・生徒に対する配慮	している 1	していない 4
		弱視の生徒向け図書の購入	
2	デジタル資料を活用した 読書活動	している 1	していない 4
		具体例なし	
3	どのような時にデジタル 資料を活用しているか	調べ学習	
4	自由意見	別紙2	

別紙1[小学校向け]

意見
読み聞かせボランティアや市図書館と連携を図り、読み聞かせ活動を積極的に行っている。
英語の絵本を授業で活用していきたい。活字を読むこと理解することが苦手な子どもたち向けにLLブックなどを手に取れるような環境づくりが必要。
学校司書の配置はありがたい。できれば毎日来てほしい。
児童が興味を持つきっかけとして図書館の雰囲気がわかるようなチラシ。
学校司書が読書活動の推進として読み聞かせやイベントの企画をしてくれている。
授業でデジタル資料を活用することはあるが、学校図書としての購入はしていない。今後、学校でタブレット等を活用した読書を推進するのであれば、紙の本との共存や資料選定のアドバイスなど講習があればよい。
児童の個人タブレットで電子書籍を読むシステムがあればよい。
日頃から学校司書が配慮が必要な児童にも楽しめるように工夫した読み聞かせや朗読をしてくれ、感謝している。
読むことが苦手な子ども向けにLLブックなど手に取れる環境を整えたい。読み聞かせで活用できるデジタル絵本が欲しい。
学校でも読書活動のために様々な取り組みを行っているが、家庭での読書活動も重要だと考えている。家庭での読書活動が盛んになれば児童が本を読む機会が増えるのでは。

別紙2[中学校向け]

意見
市図書館のオンライン予約についてまだ知られていないように思う。市図書館のインターネットサービスについて更なる普及促進。
保護者、地域ボランティアによる児童生徒への読み聞かせを通し、開かれた学校づくりを促進させていく。
学校、学年を超えた読書活動（高校生が小学校を訪問し、読み聞かせを行うなど）
学校司書と協力した図書室の充実。
読書の楽しさ、大切さを指導しているが、家庭での読書の時間がスマホ・ゲーム等に奪われている状況。
家庭でも協力してもらうような対策を考え、夏休みの課題に取り入れるなどしているが、更なる読書活動の推進を考え実践していきたい。
家庭での読書活動が難しい状況であるため、学校での読書時間の確保も必要と考えている。

6 読書活動、読書環境の実態調査

読書活動、読書環境の実態調査〔未就学児向け〕

施設名	
ご担当者	

1 児童書はどのくらいありますか。 約 []冊

2 子どもたち向けの読書に関わる活動を教えてください。

内 容	回 数	活動している人
素話	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
読み聞かせ	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
紙芝居	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
大型絵本	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
エプロンシアター	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
パネルシアター	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア
その他 []	毎日・週 回・月 回・不定期	職員・ボランティア

素話：本を見せずに、耳だけで話を聞かせること。**パネルシアター**：起毛した布地を張ったパネルに、不織布で作った人形や背景の絵を貼ったり外したり、移動したりしながら物語を演じる人形劇。**エプロンシアター**：舞台に見立てた胸あて式エプロンに、演じ手がポケットから人形を取り出してエプロンに貼りつけながら物語を演じる人形劇。

3 旭市図書館の図書等の団体貸出しサービスを利用していますか。 (はい ・ いいえ)

4 保護者に向けた読書の啓発活動について (している ・ していない)

具体例： ・ 園・クラスだより等での絵本の紹介 ・ 保護者向けの絵本講座の実施
・ その他

5 視覚などに特別な配慮が必要な子どもに対する配慮をされていますか。 (はい ・ いいえ)

具体例：

6 デジタル資料を活用した読書活動を行っていますか。 (はい ・ いいえ)

デジタル資料：紙媒体の本以外のタブレットやスマートフォンを活用した資料

具体例：

7 子どもの読書活動の推進についてのご意見がありましたら、お聞かせください。

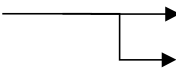
[]

ご協力ありがとうございました。

読書活動、読書環境の実態調査〔児童クラブ向け〕

施設名	
ご担当者	

- 1 在籍者数は何名ですか。 []名
- 2 児童書はどのくらいありますか。 約[]冊
- 3 一日に読書している児童はどれくらいいますか。 約[]人
- 4 どのような種類の本が好まれますか。（絵本・小説・図鑑・その他[]）
- 5 旭市図書館の図書の団体貸出しサービスをご存じですか。

☐ はい
 
☐ 利用している

☐ 利用していない

☐ いいえ

- 6 視覚などに特別な配慮が必要な児童に対して配慮をされていますか。（はい ・ いいえ）

具体例：

- 7 デジタル資料を活用した読書活動を行っていますか。（はい ・ いいえ）

デジタル資料：紙媒体の本以外のタブレットやスマートフォンを活用した資料

具体例：

- 8 子どもの読書活動の推進についてのご意見がありましたら、お聞かせください

ご協力ありがとうございました。

読書活動、読書環境の実態調査〔高校生向け〕

学 校 名	
ご担当者	

以下の設問に、[]内には記述を、そのほかについてはいずれか○をつけて選択してください。

※1から4の設問にはタブレットやスマートフォンでの読書は含みません。

1 図書室に蔵書はどのくらいありますか。 約[]冊

2 一日の利用者は何名ほどですか。 約[]名

3 一日に図書を借りる人は何名ほどですか。 約[]名

4 どのようなジャンルが好まれますか。(文芸書・実用書・自己啓発書・学習参考書等)

5 取り組んでいる読書活動がありますか。(はい ・ いいえ)

具体例：ビブリオバトル・ポップづくり・ブックトーク その他

6 視覚などに特別な配慮が必要な生徒に対する配慮をされていますか。(はい ・ いいえ)

具体例：

7 デジタル資料を活用した読書活動を行っていますか。(はい ・ いいえ)

デジタル資料 ：紙媒体の本以外のタブレットやスマートフォンを活用した資料 具体例：

8 読書活動の推進についてのご意見がありましたら、お聞かせください

--

ご協力ありがとうございました。

7 読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査

読書活動、読書環境におけるバリアフリー及びデジタル化に関する調査

〔小・中学校向け〕

学 校 名	
ご担当者	

以下の設問に、〔 〕内には記述を、そのほかについてはいずれかに○をつけて選択してください。

- 1 視覚など特別な配慮が必要な児童・生徒に対する配慮をされていますか。（・はい ・いいえ）

具体例：

- 2 デジタル資料を活用した読書活動を行っていますか。「はい」の場合は3へ、「いいえ」

の場合は4へお進みください。

デジタル資料：紙媒体の本以外のタブレットやスマートフォンを活用した資料

・はい ⇒設問3へ

具体例：

・いいえ ⇒設問4へ

- 3 どのような時にデジタル資料を活用していますか。

--

- 4 読書活動の推進についてのご意見がありましたら、お聞かせください

--

ご協力ありがとうございました。

8 関係施設一覧

●市立図書館（1）

旭市図書館

●子育て支援センター（1）

旭市子育て支援センターハニカム

●公民館等（4）

旭市民会館

旭市海上公民館

旭市干潟公民館

いいおかユートピアセンター

●市立保育所（9）

旭市立中央第一保育所

旭市立中央第三保育所

旭市立ふたば保育所

旭市立日の出保育所

旭市立共和保育所

旭市立池の端保育所

旭市立海上保育所

旭市立いいおか保育所

旭市立古城保育所

●私立保育園（6）

サンライズベビーホーム

ひがた保育園

おうめい保育園

鶴巻保育園

ひかり保育園

干潟町中央保育園

●私立認定こども園（4）

あさひこひつじ幼稚園

旭幼稚園

うなかみ幼稚園

いいおか幼稚園

●市立小学校（15）

旭市立中央小学校

旭市立琴田小学校

旭市立干潟小学校

旭市立富浦小学校

旭市立矢指小学校

旭市立共和小学校

旭市立豊畑小学校

旭市立鶴巻小学校

旭市立滝郷小学校

旭市立嚶鳴小学校

旭市立三川小学校

旭市立飯岡小学校

旭市立中和小学校

旭市立萬歳小学校

旭市立古城小学校

●放課後児童クラブ（22）

中央第1児童クラブ

中央第2児童クラブ

中央第3児童クラブ

中央第4児童クラブ

干潟第1児童クラブ

干潟第2児童クラブ

矢指児童クラブ

富浦第1児童クラブ

富浦第2児童クラブ

豊畑児童クラブ

共和児童クラブ

琴田児童クラブ

鶴巻児童クラブ

滝郷児童クラブ

嚶鳴第1児童クラブ

嚶鳴第2児童クラブ

飯岡児童クラブ

三川第1児童クラブ

三川第2児童クラブ

萬歳児童クラブ

中和児童クラブ

古城児童クラブ

●市立中学校（5）

旭市立第一中学校

旭市立第二中学校

旭市立海上中学校

旭市立飯岡中学校

旭市立干潟中学校

●県立高等学校（2）

千葉県立旭農業高等学校

千葉県立東総工業高等学校



旭市子ども読書活動推進計画【第3次】

発 行 令和8年4月

発行者 旭市教育委員会